

# 令和3年度後期 プレミアム付商品券「とくとく朝倉振興券」

## 取扱店申込書 兼 誓約書

朝倉商工会議所 会頭 殿  
朝倉市商工会 会長 殿

令和 年 月 日

誓約書	令和3年度後期プレミアム付商品券「とくとく朝倉振興券」発行事業の趣旨に賛同し、取扱店申込を行います。なお、プレミアム付商品券「とくとく朝倉振興券」取扱規約・ご利用約款を遵守し、利用者に誠実に対応します。プレミアム付商品券「とくとく朝倉振興券」は金券であることを意識し、取扱には十分に注意致します。
-----	--

※前回(令和3年9月発行)の「とくとく朝倉振興券」に登録された方は自動的に登録を行いますので本票の提出は不要です。変更登録や、抹消登録時のみ提出してください。但し、非会員事業所は新たに登録が必要です。「あさくらペイ」の登録内容変更に関しては朝倉商工会議所・商工会へ直接ご連絡ください。

登録区分	1. 新規登録	2. 変更登録	3. 抹消届出
会社名又は屋号・ 代表者名			(印)
取扱店 所在地 (地区ごとにチラシ掲載)	〒 ー 朝 倉 市		
取扱店名称(屋号) (掲載上 10 文字以内で)			
電話/FAX	TEL ー	FAX ー	必ず記入
業種又は取扱商品等 (掲載上 10 文字以内で)			
振興券でのセール・サービス等独自の 計画があれば記入下さい。			

### ●取扱店になるにあたって●

振興券が 利用できる 商品等 及び 使用限度 額等	取扱店のすべての商品サービス等を対象とする。ただし、次のものは対象外とする。 ① たばこ (たばこ事業法第 36 条小売定価以外による販売等が禁止) ② 医療機関での保険診療他 ③ 自動車・不動産 ④ 換金性の高いもの 商品券(ビール券・図書券等)・切手・印紙・プリペイドカード等 ⑤ 株券・先物・保険・宝くじ等の金融商品 ⑥ 事業用資産並びに事業用仕入れの支払 ⑦ 国や地方公共団体への支払及び公共料金等の支払 ⑧ その他、取扱店が特に指定するもの ※手形決済・買掛金決済の使用は禁止する。 ※未使用の商品券の換金・他人への商品券の転売は禁止する。 ※商品券使用限度額は、一商品 10 万円 ※朝倉市の他補助金との併用使用はできません。(利用が発覚した場合は返却して頂く場合があります。)
つ り 銭	つり銭は出さないものとする
換金手続き	取扱店は消費者が使用した「とくとく朝倉振興券」を換金する時は、 <u>令和4年4月5日(火)</u> より <u>令和4年9月20日(火)</u> までに換金請求書と共に発行責任者の窓口へ提出して下さい。(毎週火・木曜の午前中換金にご協力下さい)額面金額の 1.2%を換金手数料として差し引いた金額を口座振込でお支払致します。登録した発行責任者の窓口での現金化はされません。

(下記欄は、記入不要です)

受付番号	会員番号	登録日	朝倉商工会議所	朝倉市商工会
第 R3 後期- 号		令和 年 月 日	会員・非会員	会員・非会員